

高萩市地域公共交通計画策定支援業務・高萩市地域公共交通利便増進実施計画策定支援業務・高萩市エリア一括協定運行事業調査業務仕様書

1 業務委託名

高萩市地域公共交通計画策定支援業務
高萩市地域公共交通利便増進計画策定支援業務
高萩市エリア一括協定運行事業調査業務

2 業務の目的

本市では、これまで地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号、以下「法」という。）第 5 条に基づき、高萩市地域公共交通計画（以下「公共交通計画」という。）を策定し、公共交通の役割を再定義した上で、路線バスの再編やリクエスト型最適経路バス「My Ride のるる」（以下「のるる」という。）の本格導入、デマンド型乗合タクシー（以下「乗合タクシー」という。）の継続運行を行ってきた。

これらの取り組みにより、公共交通サービスの向上に一定の成果を上げてきたが、人口減少・少子高齢化、運転士不足に直面し、更に近年燃料費等の物価高騰の影響により、市民の日常生活を支えるバス路線の中長期的な維持が課題となっている。

こうした状況を踏まえ、本市では市民へ中長期的に日常生活を支える公共交通の維持とサービス向上を目指し、交通事業者と複数年・エリア単位で、黒字路線・赤字路線を一括運行する協定であるエリア一括協定運行事業の実施検討を進める。

現行の公共交通計画が令和 8 年度を以て計画期間が満了となるため、令和 9 年度から 5 年間の公共交通計画を策定し、エリア一括協定運行事業の調査及び法第 27 条の 14 に基づく地域公共交通利便増進実施計画（以下「利便増進実施計画」という。）の策定までを一体的に実施することで、市内のバス路線の維持とサービス向上を実現するための最適なスキームの構築を進めるものである。

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 25 日まで

4 対象箇所

高萩市内一円

5 業務内容

本業務は、「高萩市地域公共交通計画（案）の策定支援」、「高萩市地域公共交通利便増進実施計画（案）の策定支援」及び「高萩市エリア一括協定運行事業調査」から構成されるものであり、業務遂行には次の（イ）から（ト）の事項に留意し、（1）から（7）と

おり進めるものとする。

- (イ) 受託者は、エリア一括協定運行の実現に向けて制度・事業スキームの設計に加え、運行実現に向けた移行支援、公共交通計画および利便増進実施計画の策定支援を一体的に推進できる体制を有することを前提とする。そのため、受託者は、国内唯一の先行事例である松本市におけるエリア一括協定運行の制度設計・事業スキーム検討支援に関する実務的知見を、組織として蓄積していることが望ましい。
- (ロ) 地域公共交通に関する計画策定、制度設計、運行再編、財政設計、データ分析、運用支援等、総合的かつ実践的な業務遂行経験を有していることが望ましい。
- (ハ) 本業務の遂行にあたっては、AI オンデマンド交通の導入・運用・評価などに加えて、新たなモビリティ施策に関する知見や実務経験を活かした将来的な技術活用（例：バス車両の電動化や自動運転の活用可能性）も見据えた再編・計画検討を行うこと。
- (ニ) 地域交通事業者や国土交通省・関東運輸局との調整・協議の実務経験を有し、計画策定や事業実施を滞りなく支援すること。
- (ホ) アンケート調査やデータ分析、地域公共交通会議の開催など3つの業務の中で共通する経費については、業務間で重複することが無いよう経費を積算すること。
- (ヘ) 本業務は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103号）（以下「交付要綱」という。）に基づく国庫補助金を活用して行われる事業であるため、交付要綱及び地域公共交通確保維持改善事業実施要領（平成23年4月1日国総計第5号、国鉄財第4号、国鉄業第4号、国自旅第20号、国海内第8号、国空環第5号）に沿った事業とすること。
- (ト) 本業務においては、法及び地方自治法等の関係法令を遵守するとともに、第6次高萩市総合計画及び第6次高萩市総合計画後期基本計画のほか、関連する本市の計画との整合を図ること。

(1) 高萩市地域公共交通計画策定支援

公共交通計画に記載が求められている事項を含む下記事項について、事業者が行う道路運送法の申請内容と整合を取りながら実現可能な計画を策定する。また、計画には

(3) 高萩市エリア一括協定運行調査の結果を反映させると共に、実践知に基づいた中長期的な市内の公共交通路線の維持とサービス向上を実現するための方針（EV 転換や自動運転の導入検討等）を含めること。

①前計画の評価、公共交通の課題整理

- ・前公共交通計画における目標値の達成状況及び施策実施状況の評価
- ・路線バスのICデータ及びのるるや乗合タクシーの利用実績データをはじめ、各種デ

- ・一タを活用した公共交通の現況及び地域概況の整理
- ・上記の評価・分析結果を踏まえた、本市における公共交通の課題整理
- ②計画の区域、計画期間、将来像、基本方針、目標設定
 - ・本市が目指す公共交通の将来像の整理
 - ・将来像の実現に向けた基本方針及び計画目標の設定
- ③評価指標と目標値、評価方法
 - ・公共交通計画に位置付ける評価指標及び目標値の設定
(①の活用データを踏まえた定量的な目標値及び評価方法の整理含む)
 - ・計画期間中における進捗管理・検証方法の整理
- ④地域公共交通施策
 - ・市街地及び山間地域・沿岸地域の地域特性を踏まえた施策の方向性の検討
 - ・目標達成のために公共交通計画に位置付ける施策の検討
(施策体系、施策・事業名、事業概要、実施主体、実施時期等を具体化。利便増進実施計画に記載する利便増進事業およびその関連事業も位置づける。)
- ⑤公共交通計画のとりまとめ（計画書案の作成）
 - ・①から④の調査・検討結果の整理
 - ・公共交通計画（案）の作成及び計画書のとりまとめ
- ⑥高齢者アンケートの実施、基礎集計
 - ・高齢者（65歳以上）に対するアンケート調査による移動実態・ニーズの把握
(日常生活における移動実態や公共交通に対するニーズ、定量データ分析結果を補完する定性的情報の収集を行う)
- ⑦各種検討にあたっての打合せ
 - ・調査内容の報告に際し、計4回の打合せを実施予定。オンライン可。

(2) 高萩市地域公共交通利便増進実施計画策定支援

利便増進計画に記載が求められている事項を含む下記事項について、事業者が行う道路運送法の申請内容と整合を取りながら策定する。また計画には(3)の高萩市エリア一括協定運行調査の結果を反映させると共に、エリア一括協定運行事業に取り組む際は、当該協定に定められた実施方法に関する事項を含めること。

- ①実施施策、(路線再編に伴う)運行計画の検討・整理
 - ・利便増進事業およびその関連事業として実施する事業について、施策内容(施策体系、事業概要、実施主体、実施時期等)を具体化
 - ・利便増進事業の対象系統について、運行主体および運行概要(距離、時間帯、便数、運賃など)、エリア一括協定運行事業の対象有無を整理。
- ②(路線再編に伴う)収支・負担額の試算及び資金の額・調達方法の整理
 - ・エリア一括協定運行事業を含む、利便増進事業およびその関連事業として実施する事業の収支・負担額・その調達方法を整理。

- ・事業の効果を定量的に整理。
- ③利用者アンケートの設計・実施・基礎集計
 - ・公共交通利用者へのアンケート調査票の設計
 - ・上記調査の実施及び集計、分析
- ④計画認定取得の支援、国庫補助の申請支援
 - ・利便増進実施計画の申請に必要な付随資料（効率性判断表、概要書等）の作成
 - ・関係者への事前説明の実施及び説明資料の作成
- ⑤利便増進実施計画のとりまとめ（計画書案の作成）
 - ・①から⑤の検討結果の調査・検討結果の整理
 - ・利便増進実施計画（案）の作成及び計画書のとりまとめ
- ⑥各種検討にあたっての打合せ
 - ・調査内容の報告に際し、計2回の打合せを実施予定。オンライン可。

(3) 高萩市エリア一括協定運行事業調査

本調査では、市内公共交通路線の中長期的な維持とサービス向上を実現するため、現状の実態把握を踏まえた最適な再編案を提示するとともに、エリア一括協定運行の導入を見据えた制度設計・運行スキーム・財政シミュレーションを行う。調査実施にあたっては下記事項について、発注者及び市内路線バス事業者、また、必要に応じてその他事業者との協議を行うことで、実現可能かつ持続可能な制度設計・運行スキームを構築すること。

- ①交通ネットワークの設計支援
 - ・市内交通ネットワークの現状整理・分析
 - ・対象系統の選定、再編の方針・考え方の整理
 - ・市内交通ネットワーク再編案の検討・作成
 - ・市内交通の利便性向上策の検討
- ②事業スキーム設計支援
 - ・事業スキーム検討
 - ・収支、行政負担額、インセンティブの設計・試算
 - ・事業スキームに関する交通事業者との調整
- ③各種検討にあたっての打合せ
 - ・調査内容の報告に際し、計4回の打合せを実施予定。一部オンライン可。

(4) 地域公共交通会議開催の支援

- ・公共交通計画の策定に必要な高萩市地域公共交通会議への出席すること。（年3回（ただし、業務遂行上差支えないと判断した場合には、開催回数を減らす場合もある））
- ・公共交通計画は、高萩市エリア一括協定運行事業調査の結果を反映させるため、（2）高萩市地域公共交通利便増進実施計画策定支援及び（3）高萩市エリア一括協定運行事業調査の業務を含め横断的な支援とすること。

(5) 市担当課等および交通事業者との協議

市担当課および交通事業者との定例的な協議を行う。協議・調整を円滑に進めるため、受託者は公共交通事業・制度設計・データ分析に関する専門性を備えたメンバーで体制を構築し、必要に応じて他自治体・関係機関との調整を行うこと。

(6) 打合せ協議等

- ・本業務における打合せ協議は、必要に応じ随時行う。
- ・協議後は、速やかにその記録を作成し提出する。

(7) パブリックコメントの実施支援

- ・パブリックコメントの実施に関わる支援を行うものとする。

(8) 成果の取りまとめ

- ・上記(1)から(7)の業務内容を取りまとめた報告書を作成し提出する。

6 実施体制

- (1) 発注者が特別の事情があると認めた場合を除き、本業務を受注した際にプロポーザル審査による手続きにおいて提出した提案書に記載された実施体制により履行すること。
- (2) 受託時には、本業務に関する統括及び管理を行う管理技術者、また、管理技術者の下で担当業務を行う担当技術者を定め、管理技術者等通知書を発注者に提出すること。
- (3) 本業務の全部または主たる部分を一括して第三者に委任し、または請け負わせてはならない。ただし、業務全体に大きな影響を及ぼさない補助的な業務については、事前に承認を得た場合はこの限りではない。その場合、再委託の内容、再委託先の会社概要、その他再委託先に対する管理方法等を書面により提出する。

7 業務の実施

- (1) 業務を適切かつ円滑に実施するため、発注者と常に密接な連絡を取り、業務の実施方針、条件等について、逐次、協議を行うものとし、その内容及び成果については、速やかに書面で記録し、その都度、発注者の確認を受けること。
- (2) 業務実施にあたり、必要に応じて、関係機関等と協議を行うものとし、その内容及び成果については、速やかに書面に記録し、その都度、発注者に提出すること。

8 成果物

本業務における成果物は、次のとおりとする。

- (1) 高萩市エリア一括協定運行事業調査結果 3部
- (2) 高萩市地域公共交通計画（簡易製本）3部
- (3) 高萩市地域公共交通利便増進実施計画（案） 3部

(4) (1) から (3) の概要版 3部

(5) 業務報告書 1部

(6) 本業務で取得、利用または作成した資料 1部

(7) 上記 (1) から (5) に係る電子データ (CD-R等) 1部

提出する電子データは、Microsoft Word、Microsoft Excel、Microsoft PowerPoint、Adobe Acrobat を基本とし、電子データ提出の際は、ウィルス対策を行い、無害化を図るものとする。

その他のアプリケーションを用いる場合は、発注者と協議を行う。

9 委託料の支払条件

業務完了後一括支払い

10 留意事項

(1) 受託者は、個人情報保護に関する法律 (平成15年5月30日法律第57号) 及びその関連法令を遵守し、業務上知り得た個人情報用の秘密を他人に漏らしてはならない。また、業務完了後も同様とする。

(2) 受託者は10(1)以外であっても、業務上知り得た事項を他人に漏らしてはならない。

(3) 受託者は、業務を円滑に遂行するため、逐次発注者と連絡調整を行うものとする。

(4) 業務完了後、受託者の責めに帰すべき事由による成果物の不良個所が発見された場合は、受託者は速やかに訂正、補正、その他必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

(5) 成果物及び業務上必要な書類は、カラーで作成するとともに、濃淡を調整し、白黒で複写した際にもわかりやすい表現とする。

(6) 成果物の所有権、著作権、利用権は本市に帰属するものとする。

(7) 本業務において送信する電子メール、電子メールに添付する書類については、コンピュータウイルス感染に対する予防、検出及び駆除のための最新の処理を実施するものとする。

11 その他

この仕様書に定めのない事項並びに、疑義が生じた場合は、別途協議するものとする。